

「北海道いじめ防止基本方針」の改定のポイント

改定の趣旨及び検討経過

【改定の趣旨】

「北海道いじめの防止等に関する条例」附則第2項において、条例の施行の日から起算して3年を目途として、国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じるものとされていることから、平成29年度中に「北海道いじめ防止基本方針」を改定する。

※ 平成29年3月、文部科学省は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定

【検討経過】

- ・ 平成29年7月以降、「北海道いじめ問題審議会」で改定について協議（5回開催）
- ・ 平成29年10月、「どさん子☆子ども全道サミット」を開催し、参加した児童生徒から「いじめに対する考え方」などを聴取し、基本方針の改定に反映
- ・ 平成29年10月、全道及び地域いじめ問題対策連絡協議会からの意見聴取を行い、基本方針の改定案に反映
- ・ 平成29年12月、基本方針の改定素案について関係団体に対する意見照会及びパブリックコメントを実施

主な改定内容

○ いじめの理解

- ・ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断すること。
- ・ いじめの解消の判断基準を明確にすること（①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。）。

○ 学校及び教職員の責務

- ・ 学校は、加害児童生徒にいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させること。

○ 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容を明確化すること（①いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容の明示、②早期発見・事案対処マニュアルの策定、③加害児童生徒が抱える問題解決のための対応方針の策定等）。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しの際に、児童生徒の意見を受け入れ、分かりやすい方針となるよう努めること。

○ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ・ 学校いじめ対策組織の役割を明確化すること（①いじめの相談・通報を受け付ける窓口、②情報な迅速な共有といじめの有無の判断、③対処プランの確実な実行、④学校いじめ防止プログラムの作成・実行・検証等、⑤学校いじめ防止基本方針の見直し）。

○ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、児童生徒、保護者への啓発等を行うこと（①弁護士、警察官経験者や外部専門家等を活用した講演会等の開催）。